

みやぎの教員に求められる資質能力

平成30年3月(令和6年1月改定)

宮城県教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	現状と課題等	2
	1 国の教育改革の動向	
	2 本県教育の現状と課題	
	3 教員の資質能力の向上に関する本県の取組と課題	
III	指標策定の視点	6
	1 指標策定の方向性	
	2 指標改定の方向性	
IV	ライフステージに応じた資質能力の向上	9
	1 教職経験年数に応じた成長段階	
	2 管理職等の職能に応じた成長段階	
	3 ライフステージに応じた教員像	
V	みやぎの教員に求められる資質能力	12
	1 本県の教員に求められる資質	
	2 教職経験段階に応じて求められる資質能力	
	3 管理職等の職能に応じて求められる資質能力	
	4 教員のライフステージとみやぎの教員に求められる資質能力	
VI	教員免許	59
	1 教員免許の意義	
	2 特別支援学校の教員の免許状の取得推進	
VII	おわりに	61

I はじめに

平成 28 年 11 月の教育公務員特例法等の改正を受け、県教育委員会では、平成 29 年 4 月に新たに「宮城県教職員育成協議会」（以下「協議会」という。）を組織し、さらに、この協議会に養成部会・採用部会・研修部会を置いて、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」・「新規に採用する教員に求める資質」・「教職員の研修計画」の調査及び検討を行い、平成 30 年 3 月に「みやぎの教員に求められる資質能力」及び「研修計画」としてとりまとめ、公表した。

令和 4 年 5 月の教育公務員特例法等の改正により、平成 28 年の教育公務員特例法の改正による国の指針を参酌しつつ協議会の協議を経て、任命権者が指標を策定し、この指標を踏まえて教員研修計画を策定する体系的な仕組みを基盤として、研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等を行う仕組みが整備された。

この法改正を受け、令和 4 年 8 月には、教育公務員特例法の規定による「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（以下「国指針」という。）が改正され、併せて「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」が作成された。

また、中央教育審議会においては、令和 4 年 12 月に『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」（以下「令和 4 年答申」という）が取りまとめられた。

本指標は、本県教育の現状や平成 30 年に策定した指標、国指針等を踏まえ、これからの「みやぎの教員に求められる資質能力」について、養成部会及び採用部会において検討を行い、協議会において協議が調った内容を取りまとめたものである。

なお、県教育委員会では、大学とはこれまで以上に連携を推進して教員の養成段階の充実を図っていく。

また、本指標を踏まえて、研修計画を策定し、教員の研修を体系的、効果的に実施するとともに、教員の研修についても大学と協力して取り組むことにより、養成・採用・研修の各段階を通じた資質能力の向上を図っていく。

II 現状と課題等

1 国の教育改革の動向

令和3年1月に中央教育審議会から『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（以下「令和3年答申」という。）が答申され、その中では、実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と提言された。

また、「I はじめに」で述べたように、令和4年5月の教育公務員特例法等の改正により、研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等に関する仕組みが整備された。

この改正を受け、指標策定の際に参酌するとされている、国指針が改正され、教員に共通的に求められる資質能力が、教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、ICTや情報・教育データの利活用の5つに整理された。この国指針では、校長に求められる資質能力が明確にされたほか、校長の指標を教員とは別に策定することや、校内研修の活性化が示された。

さらに、「I はじめに」で述べたように、中央教育審議会において令和4年答申が取りまとめられ、子供たちの学び(授業観・学習観)とともに教師自身の学び(研修観)を転換し、「新たな教師の学びの姿」(個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」)を実現すること、学校管理職のリーダーシップの下、心理的安全性の確保、教職員の多様性を配慮したマネジメントの実施が示された。

また、令和5年1月に「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議議論の取りまとめ」が取りまとめられ、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上について課題と解決に向けた方向性が示された。この中では、養護教諭及び栄養教諭の職務が明確化されたほか、研修機会の確保、職務遂行のインフラとしてのICTの積極的な活用等が示された。

2 本県教育の現状と課題

沿岸部を中心に極めて甚大な被害を受けた東日本大震災からの教育の復旧・復興が着実に進められてきた中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、それに伴い実施された令和2年3月からの全国一斉の休業措置、その後の感染拡大防止のための様々な対応により、学校における教育は様々な制限を受け、対応を求められるようになった。この間、GIGA スクール

構想により学校のICT環境が急速に整備され、ICTの活用が加速した。

このような状況の中、本県においては、新たな県政運営の基本指針である「新・宮城の将来ビジョン」が令和2年12月に策定され、「宮城の未来をつくる4本の柱」の一つとして「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」が新たに位置づけられ、以下の項目が教育委員会の所管として掲げられた。

取組7「家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築」

取組8「多様で変化する社会に適応し、活躍できる力の育成」

取組9「安心して学び続けることができる教育体制の整備」

取組11「文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興」

さらに、平成29年3月に策定し、令和5年度中に見直す「第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)」(以下「基本計画改訂版」という。)において、本県教育を取り巻く社会の状況は次のとおり整理されている。

- (1) 東日本大震災からの復興
- (2) 人口減少社会の到来
- (3) グローバル化の進展
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大とデジタル化の進展
- (5) 雇用情勢の動向
- (6) 子供の貧困率
- (7) 家庭環境や地域社会の変化
- (8) 文化芸術・スポーツへの関心の高まり
- (9) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

これらの本県教育を取り巻く社会の状況を踏まえ、基本計画改訂版では、本県教育の課題として次の項目を挙げている。

- (1) いじめ問題への対応
- (2) 体力・運動能力の低下
- (3) 基礎的・基本的な学習内容の定着
- (4) 英語教育の推進
- (5) 教育の情報化の推進
- (6) 幼児教育の推進
- (7) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加
- (8) 文化財の活用の促進

- (9) 防災体制の確立と次世代への継承
- (10) 増加する不登校児童生徒への支援
- (11) 教員の資質能力の向上と知識・技能の伝承
- (12) 家庭教育への支援
- (13) 地域の教育力の向上
- (14) 県民の学習ニーズを捉えた生涯学習の推進
- (15) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

このほか、令和4年10月の「第2次みやぎ学校安全推進計画」の改定、令和5年3月の「教職員の働き方改革に関する取組方針」(令和5～9年度)の改定が行われ、近年の定年による大量退職に伴い新規採用者は大幅に増加している。

本県独自の取組である「志教育」の推進や「子供の学びを支援する5つの提言」の実践による「子供の学びを引き出す授業づくり」などを実現するためには、本県独自の取組に応じた教員の資質能力の向上が求められる。

3 教員の資質能力の向上に関する本県の取組と課題

教育行政においては、教員の給与の優遇措置や教員採用選考の見直し、広域人事の推進等により、優秀な人材の確保と全県的な配置に努めているが、何よりも、教員自身が、教員としての高い使命感と教育への強い情熱を持ちながら、絶えず研修に努め、自らの資質能力を向上させることで、高度専門職として社会から高い信頼を得ることができるのであり、学校教育はそのような教員の努力に支えられている。

このような認識の下、本県では、平成20年3月に「宮城県教員研修マスタープラン～学び続ける教員のために～」(以下「マスタープラン」という。)をさらに、平成28年11月の教育公務員特例法等の改正を受け、平成30年3月に「みやぎの教員に求められる資質能力」(以下「平成30年指標」という。)を本県の校長及び教員としての資質の向上に関する指標として策定した。

平成30年指標では、マスタープランで示された「7つの資質能力」を基礎として、新規採用時を含めた「5つの教職経験段階」において必要とされる具体的な要素を示し、これを踏まえて、本県の総合教育センター等が教員研修を計画・実施し、教員の資質能力の向上を図ってきた。

また、本県では、平成30年度の教員採用選考から、新たに「地域採用枠」・「特別支援学校枠」・「小学校英語採用枠」を設けたほか、教科「情報」の教員を初めて採用するなど、今日的な教育課題に対応できる人材を採用するために選考方法を大きく見直し、採用段階での優

れた人材の確保を図っている。

一方で、教員の資質能力の向上について、基本計画改訂版において「学校教育は、教員の力に負うところが極めて大きいことから、教員の資質能力の向上を図るため、関係機関と連携を深めながら、教員の養成・採用・研修に一貫して取り組むことが重要」とされ、本県教員の年齢構成から、「今後、若手教員への知識・技能の伝承が必要」とされるとともに、「新たな教育課題に対応できる力量を高めていくこと」が課題とされている。

また、学校教育の水準向上のためには、東日本大震災や新型コロナウイルスの感染拡大による社会環境の変化をはじめとして、少子高齢化、人口減少、「Society5.0時代」の到来、子供たちの多様化など、予測不可能な社会変化に応じた教育内容や教育方法の改善を踏まえた指導力の向上が重要である。特に、本県においては、学力、体力・運動能力向上、いじめ問題や不登校児童生徒への支援などが重要な課題となっている。

Ⅲ 指標策定の視点

1 指標策定の方向性

学校教育の水準は、子供たちとの人格的な触れ合いを通じて子供たちの学びを直接支援する教員の指導の在り方によるところが極めて大きい。優れた教育課程や教育方法が子供たちの学びに結び付くためには、教員がそれらの内容を理解し、自らの指導において有効に実践できることが必要である。したがって、学校教育の充実を図る上で、教員の資質能力の向上は最も重要な課題である。

また、東日本大震災の教訓から、学校における防災教育の推進体制を整備し、震災の記憶を風化させることなく、子供たちが防災に関する知識を身に付け、災害の発生に備えるため、地域と連携した防災教育に取り組んでいくことが必要である。

被災地や家庭の環境の大きな変化が子供に大きく影響を残している実情から、長期的な視点に立って子供たちの心理的ケアを支えるために、教員が支援技術を身に付ける必要がある。また、学校と地域の連携によって、地域の子育て機能を強化することが求められていることから、学校と地域の連携による子供の心のサポートに取り組んでいくことが求められる。

教員の資質能力の向上に関しては、教育公務員特例法の規定により、「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めるものとする」とされている。

前述のとおり、本県では、これまでマスタープラン及び平成30年指標を教員研修の指針として活用し、教員の資質能力の向上を図ってきた。この平成30年指標は、国指針で示されている「指標の内容」や「職責や経験等に応じて成長段階を設定する」という点においておおむね相応した本県の教員に求められる「7つの資質能力」ごとに「5つの教職経験段階」において必要とされる具体的な要素を示すものとなっており、本県の指標は、本県教育の現状や課題等を踏まえつつ、平成30年指標を生かし、発展させる形で改定する。

また、指標は、国指針に基づき、本県の県立の中学校・高等学校・特別支援学校と仙台市を除く市町村立の小学校・中学校・義務教育学校に所属する、本県の任命権に係る校長・副校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭を対象として策定する。

なお、指標は、学校種ごと又は職ごとに策定するのではなく、上記の対象者に共通して求められる基礎的・基本的な資質能力を示すものとするとし、それぞれ勤務する学校種又は自らの職の特性等に応じた資質能力が求められる場合は、自ら自発的かつ積極的に学び、必要な資質能力を身に付けることを求めていく。その意味で、指標においては、マスタープランの副題とされている「学び続ける教員」の姿を、引き続き本県の校長及び教員に求めら

れる資質の根幹として位置付けていく。

2 指標改定の方向性

「Ⅱ 現状と課題等」で述べたように、教育公務員特例法や国指針の改正など、教員の資質の向上について新たな方向性が示されたほか、本県においても各種計画等の改定が行われるなど、教育をめぐる状況は変化している。

平成30年指標策定から5年が経過し、このような状況を踏まえ、改定を行うこととする。

(1) ICT・データ利活用

令和元年度に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が開始され、教育におけるICTの活用の動きが本格化した。この動きは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い一層加速し、1人1台端末の早期実現によりICTを活用して全ての子供たちの学びを保障できる環境整備が図られた。

また、令和3年答申では、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、学習指導要領で求める「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげていくことが求められている。さらに、国指針では、教師に共通に求められる資質の「ICTや情報・教育データの利活用」の具体的内容として、授業や校務へのICTの効果的な活用、情報活用能力育成のための授業実践、学習改善のための教育データの適切な活用が示されている。

改定に当たっては、ICTの活用を求められる資質能力に含めて示すこととする。

(2) 校長、副校長及び教頭の指標

国指針では、校長は、「学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担っており、教員の自律的な成長を促すべき存在」として、「指導助言者である教育委員会の服務監督の下、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負う主体」であり、「教員とは別に、個別の指標を策定」とされている。

改定に当たってはこれを踏まえ、「人材育成能力」として、教員への資質能力の向上のための研修受講等の適切な助言・指導等や、増加している若手教員、若年化する主任・ミドルリーダー層の養成、校内研修の企画・実施等について示すこととする。

また、これまで「管理職」として校長、副校長及び教頭に求めてきた資質能力を、校長と副校長及び教頭とに分けて、求められる資質能力を示すこととする。

(3) 養護教諭及び栄養教諭の指標

国指針では「必ずしも全ての職ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの職の特性を踏まえつつ、複数の職について共通の指標を策定することが可能」と

されており、指標は対象者に共通して求められる資質能力を示し、職の特性等に応じて求められる資質能力は、自発的、積極的に身に付けることを求めている。

しかしながら、令和3年答申において、生涯を通じて心身共に健康な生活を送る資質・能力を育成するための方策として「養護教諭の専門性や学校保健推進の中核的役割、コーディネーターの役割を發揮し、組織的な学校保健を展開」する必要があることや、「健康教育の基盤となる食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実を図る」ことが必要とされている。

また、「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議議論の取りまとめ」において、養護教諭及び栄養教諭について職責を遂行するための継続的・体系的な資質能力の向上に向けた具体的な取組が展開されることが求められている。

さらに本県においては、平成30年度から養護をつかさどる主幹教諭である「主幹教諭(養護担当)」を、平成31年度には栄養をつかさどる主幹教諭である「主幹教諭(栄養担当)」配置し、その役割として、学校経営目標の達成に向け、組織的・効率的な校務運営を推進するとともに、教育指導上の課題に対し指導助言等や学校保健、食に関する指導等について連携の推進役や先進的実践の普及を求めている。

そのため、今回の改定に伴い、これまで教諭と合わせて「教員」として求められる資質能力を示してきた養護教諭及び栄養教諭について教諭とは別に求められる資質能力を示すこととする。

なお、GIGA スクール構想により目指すべき次世代の学校・教育現場の姿として、個別最適な学び、協働的な学び、教育データの利活用による効果的な学びの支援、校務の効率化の4点が示されており、養護教諭及び栄養教諭においても、これらの教育全体の方向性の中で、その専門性をより發揮するためのICTの活用が重要となるため、ICTの活用を求められる資質能力に含めて示すこととする。

IV ライフステージに応じた資質能力の向上

1 教職経験年数に応じた成長段階

国の指針では、「教員等の成長段階に応じた資質の向上の目安とするため複数の成長に関する段階を設ける」とされている。マスタープランでは、既に、教員に求められる資質能力について、具体的な教職経験年数を明らかにしながら4つの教職経験段階に分けた上で、各教職経験段階において必要とされる資質能力の具体的な要素を示している。これは、教職経験段階と経験者研修をはじめとする各種研修事業の系統的な受講との関連を明確にすることを目的としたものであるが、本県における現在の教員の年齢構成や新規採用時・管理職等登用時の年齢と比較しても相応であることから、指標における「成長段階」は、これまでの教職経験段階の区分を継承することとした。

さらに、国の指針では、「教員等の成長段階に必ず新規に採用する教員に任命権者が求める資質を設ける」とされていることから、これまでの教職経験段階の区分に新たに「新規採用時」の段階を加え、次のとおり5つの教職経験段階とした。

- | | |
|----------------------------|-------|
| ○ 第0期(教職経験：0年)…………… | 新規採用時 |
| ○ 第Ⅰ期(教職経験：1年目～5年目)…………… | 基礎形成期 |
| ○ 第Ⅱ期(教職経験：6年目～10年目)…………… | 資質成長期 |
| ○ 第Ⅲ期(教職経験：11年目～20年目)…………… | 資質充実期 |
| ○ 第Ⅳ期(教職経験：21年目以上)…………… | 深化発展期 |

この教職経験段階ごとに「みやぎの教員として求められる資質能力」を明らかにし、各段階に応じて身に付けるべき資質能力の目安とすることとなる。

なお、教職経験段階として定めている「新規採用時」は、大学と教育委員会の接続点という重要な意味を持つことから、新規採用教員に求める資質能力は、大学における教員養成の在り方と本県の求める教員像が適切に関連し合うよう、十分に調整する必要がある。

また、この教職経験段階に応じた年齢については、新規採用時の年齢に差異があるため一概には言えないが、参考に大学新卒者の場合で例えてみると、おおむね、第Ⅰ期は23歳～27歳、第Ⅱ期は28歳～32歳、第Ⅲ期は33歳～42歳、第Ⅳ期は43歳以上が相当することとなる。

本指標では成長段階を教職経験年数に応じて設定しているが、令和5年4月から定年年齢が令和13年度までに段階的に65歳まで引き上げられることとされていることから、第Ⅳ期の在り方については、今後検討を進めていく。

2 管理職等の職能に応じた成長段階

管理職等の職能に応じた成長段階については、マスタープランにおいては教職経験段階の第Ⅲ期及び第Ⅳ期の中に包含されていたが、学校運営能力の養成の観点から、これを5つの教職経験段階と重ね合わせつつ、次のとおり明確に別に設けることとした。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 主任・ミドルリーダー層 …(第Ⅲ期～第Ⅳ期)○ 副校長・教頭 ……………(第Ⅳ期)○ 校長 ……………(第Ⅳ期) |
|--|

3 ライフステージに応じた教員像

マスタープランでは、教職経験段階等の設定に当たり、各段階等におけるそれぞれの教員像を併せて示していることから、これに新たに「新規採用時」の教員像を加え、ライフステージに応じた一般的な教員像を次のとおり整理した。

ライフステージに応じた教員像

教員としての使命感、教育的愛情を深め、広く豊かな教養や人間性を磨く。					
	第0期	第I期	第II期	第III期	第IV期
教諭	学習指導・生徒指導に関する基礎的な知識と技能を備え、教諭としての基本的な力量を身に付ける。	学習指導・生徒指導、学級経営、各校務分掌の業務についての一定の職務遂行能力を身に付けるとともに、学級担任としての力量を向上させる。	学級担任、教科主任としての経験をもとに、学習指導、学級経営・学年経営、生徒指導等の在り方に関して広い視野に立った力量を向上させる。	教諭として求められる多様な経験を十分に積み、さらに校内における中核的な役割を果たす教諭として全校的視野に立った指導力を充実させる。	教諭としての高い専門性を発揮するとともに、学校運営上重要な役割を担い、他の職員への助言・援助など指導的役割や、学校や地域全体の教育力向上に貢献できる力量を向上させる。
養護教諭	保健管理・保健教育に関する基礎的な知識と技能を備え、養護教諭としての基本的な力量を身に付ける。	保健管理・保健教育、校務分掌についての一定の職務遂行能力を身に付けるとともに、養護教諭としての力量を向上させる。	養護教諭としての経験をもとに、保健管理・保健教育の視点から、学校の管理運営等を見る力量を向上させる。	養護教諭として求められる多様な経験を十分に積み、さらに校内における中核的な役割を果たす養護教諭として全校的視野に立った指導力を充実させる。	養護教諭としての高い専門性を発揮するとともに、学校運営上重要な役割を担い、他の職員への助言・援助など指導的役割や、学校や地域全体の教育力向上に貢献できる力量を向上させる。
栄養教諭	食育・学校給食管理に関する基礎的な知識と技能を備え、栄養教諭としての基本的な力量を身に付ける。	食育・学校給食管理、校務分掌についての一定の職務遂行能力を身に付けるとともに、栄養教諭としての力量を向上させる。	栄養教諭としての経験をもとに、食育・学校給食管理の視点から、学校の管理運営等を見る力量を向上させる。	栄養教諭として求められる多様な経験を十分に積み、さらに校内における中核的な役割を果たす栄養教諭として全校的視野に立った指導力を充実させる。	栄養教諭としての高い専門性を発揮するとともに、学校運営上重要な役割を担い、他の職員への助言・援助など指導的役割や、学校や地域全体の教育力向上に貢献できる力量を向上させる。

主任・ミドルリーダー層		
活力ある学校運営に参画するための企画調整力と実践力を養う。	副校長・教頭	
	学校経営・運営の補佐及び助言者としての力量を向上させる。	校長 学校経営・運営の責任者としてのリーダーシップを発揮すべく、指導者及び校長としての力量を向上させる。

V みやぎの教員に求められる資質能力

1 本県の教員に求められる資質

これまで、本県の教員には、子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続けることを求めてきた。これは、今後も変わることはなく、本県の教員に求められる資質の根幹として位置付けられるものである。

また、本県は、東日本大震災により甚大な被害を受けたことから、本県の教員には、この経験を踏まえて子供たちに向き合い、家庭や地域と連携しながら防災教育の充実等に取り組む必要がある。

これらの観点は、新規採用の教員から管理職に至るまで、本県の全ての教員に共通するものである。したがって、指標においては、次の2つの事項を、全ての教職経験段階等を通じて求められる資質として位置付ける。

- 子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続ける姿勢を持ち続けること。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、宮城の創造的復興を実現し、持続可能な地域社会を作るため、未来を担う人材を育成する志を持ち続けること。

その上で、マスタープランで既に示している7つの資質能力等を基礎として、「みやぎの教員に求められる資質能力」を示していくこととした。

2 教職経験段階に応じて求められる資質能力

国指針では、「次に掲げる事項に係る資質について成長段階ごとに更に向上させる観点を持ちつつ、指標の内容を定めることとする」とされている。

- ① 教職に必要な素養
- ② 学習指導
- ③ 生徒指導
- ④ 特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
- ⑤ ICTや情報・教育データの利活用

平成30年指標では、それまでの中央教育審議会答申等を踏まえた上で、既に、「教員に求められる普遍的な資質能力」として、次のとおり「7つの資質能力」に区分し、それぞれの資質能力の具体的な内容を示している。

【学校の教育力を構成する実践力】

- 授業力
- 生徒指導力
- 子供理解
- 学校を支える力

【実践力の基盤となる意欲・人間性等】

- 教育への情熱
- たくましく豊かな人間性
- 自己研鑽力

この7つの資質能力は、前述のとおり、国の動向を踏まえた上で整理したものであることから、国指針で「共通的に求められる資質」として示されている上記の事項に照らしてみた場合でも十分なものとなっている。したがって、「教員の成長段階ごとの指標の内容」については、これまでの7つの資質能力の区分を継承することとした。

「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」については、国指針では「『学習指導』『生徒指導』を個別最適に行うもの」として位置づけられている。

本指針では、こうした対応について、「授業力」として「特別な支援を必要とする子供」への対応、「生徒指導力」として「特別な配慮や支援を必要とする子供」への対応や「子供理解」として「教育的ニーズ」の把握などにより求めており、これらの資質能力のうちに包含されるものとして整理する。

なお、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築や、特別支援学校又は特別支援学級に在籍する子供や、通常の学級における特別な支援を必要とする子供の増加等を踏まえ、校長などの管理職を含めた全ての教員に、特別支援教育に関する知見が求められていることに留意することが重要である。

また、国指針で示されている「ICTや情報・教育データの利活用」については、「『学習指導』『生徒指導』『特別な配慮や支援を必要とする子供への対応』をより効率的に行うための手段」とされている。令和3年答申でも、ICT・教育データを活用した授業改善だけでなく、これらを活用して多様化した児童生徒への支援や校務の効率化が求められているほか、基本計画改訂版においても「教育DXの推進」が横断的な視点として位置づけられている。

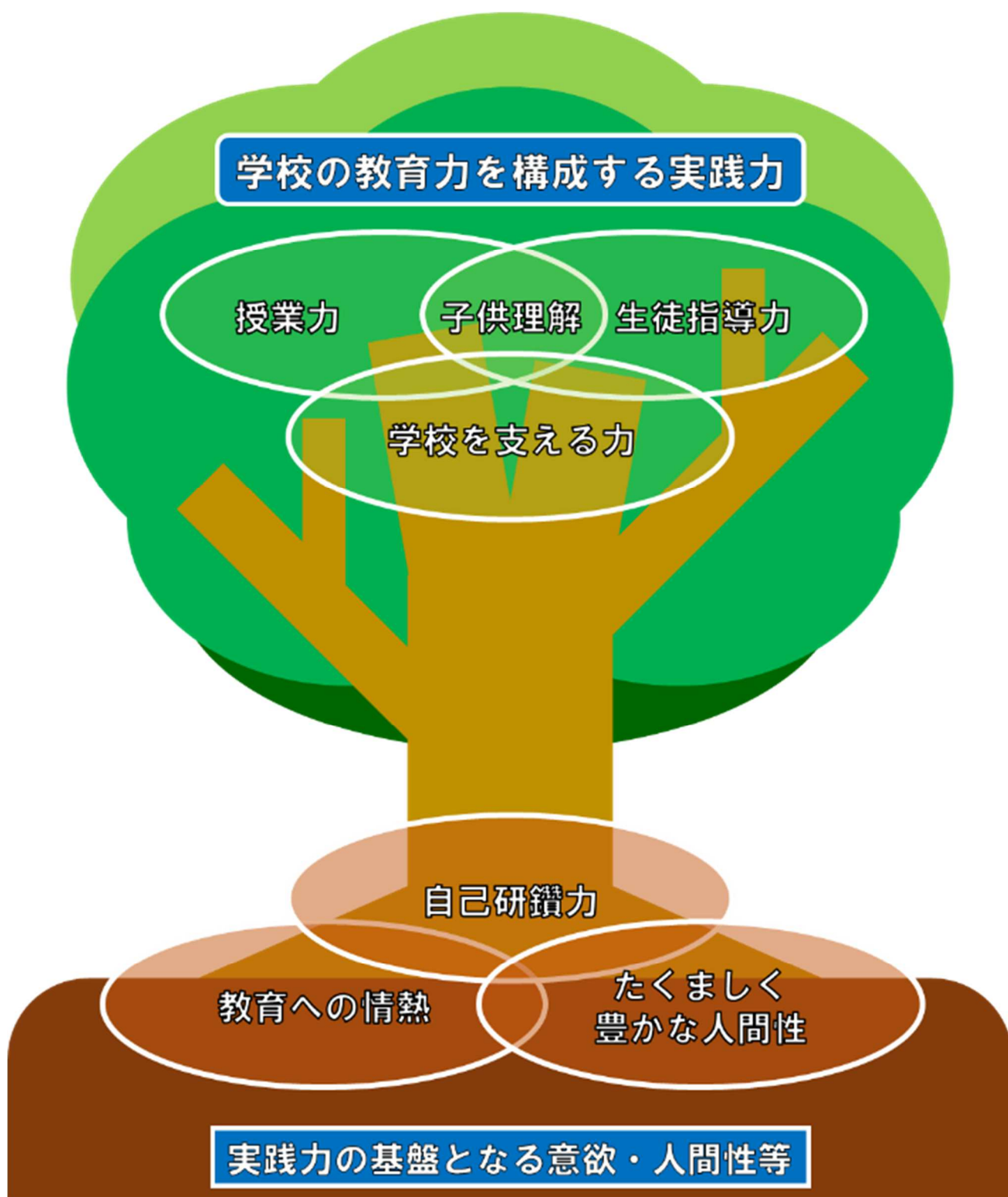
そのため、この「ICTや情報・教育データの利活用」については、本県で求める7つの資質能力のうち、「学校の教育力を構成する実践力」全てに横断的に関わるものであり、新規採用の教員から管理職に至るまで、本県の全ての教員に共通するものであるためとして、全ての教職経験段階等を通じて求められる資質として位置付ける。

なお、7つの資質能力として区分を設けているが、これらの資質能力は、その全てがそれぞれ密接に関連し合いながら向上していくものであり、いずれの資質能力も教員の成長には欠くことのできないものである。

そして、この7つの資質能力の相互の関係性については、次のとおり一人一人の教員を「櫟の木」に例えて表すことができる(次頁参照)。

大地にどっしりと根ざし、大空に向かってそびえ立つ櫟(教員)は、しっかりとした根や太い幹(実践力の基盤となる意欲・人間性等)に支えられて、大きな枝を伸ばし、たくさん葉を茂らせる(学校の教育力を構成する実践力)大樹へと成長する。

以上の点を踏まえ、次に、この7つの資質能力の個別の具体的な内容について、「IV ライフステージに応じた資質能力の向上」の項で設定した教員のライフステージと関連させながら整理していく。



【教諭】

授業力

授業は、子供たちにとっても教諭にとっても最も長い時間を費やす学校教育の基本であり、教諭の職務の根幹をなすものである。このことから、教諭は高度専門職としての「授業のプロ」であることが求められる。

また、学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、互いに学び合い、授業改善や知識・技能の伝承につなげることが求められる。

さらに、ICTはこれからの学校教育に不可欠なものであり、最大限活用することで教育の質の向上につなげていくことが必要である。スタディ・ログ等を活用した指導やアプリを活用して情報を共有しながら共同作業をさせるなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、ICTの活用が求められる。

- 「授業のプロ」であるための基盤として、教科等に関する専門的知識や技能を有するとともに、研修を重ね、学問の発展や社会状況の変化に応じてその水準を不断に高めること。
- 学習指導要領の目標や内容を達成するための教育の方法や技術を身に付けるとともに、その専門性を不断に高めること（「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、英語教育や道徳教育の指導法、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、ICTを活用した授業方法等を含む。）。
- 本県の取組である「子供の学びを支援する5つの提言」に基づき、学ぶ意義や楽しさ、学ぶことの意味を感じられる「子供の学びを引き出す授業づくり」の視点を持つこと。
- よりよい学校教育を通じてよりよい社会を作るという目標を社会と共有する「社会に開かれた教育課程」の視点を踏まえ、綿密に教材研究を行い、子供たちの身の回りの事物や地域の物的・人的資源を教材化して授業に活用できること。
- 教科等横断的な学習や探究的な学習の充実、「主体的・対話的で深い学び」を充実させるため、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開や授業改善を実践することができること。
- 特別な支援を必要とする子供など一人一人の教育的ニーズを把握し、関係機関と連携しながら適切な指導及び必要な支援を行うため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用できること。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(授業力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
教科等に関する専門的知識・技能を有していること	教科等に関し、 <u>研修を重ね、最新の高度な専門的知識・技能を有していること</u>			
学習指導要領の目標等を達成するための教育の方法・技術を身に付けていること	研修を重ね、 <u>学習指導要領目標等を達成するための最新の高度な教育の方法・技術を身に付けていること</u>			
子供の学びを引き出す授業づくりの視点を持つこと				
社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材化の必要性を理解していること	社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材化ができること	社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材化への <u>助言</u> ができること	社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材化への <u>助言・指導</u> ができること	
カリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解していること	カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善の <u>実践</u> ができること	カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善を <u>実践し、教育課程の編成への助言</u> ができること	カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善を <u>実践し、教育課程の編成への助言・指導</u> ができること	
特別な支援を必要とする子供などの個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する意義と方法を理解していること	特別な支援を必要とする子供などの個別の教育支援計画・個別の指導計画を関係機関と連携して作成・活用ができること	特別な支援を必要とする子供などの個別の教育支援計画・個別の指導計画の <u>関係機関と連携した作成・活用・助言</u> ができること	特別な支援を必要とする子供などの個別の教育支援計画・個別の指導計画の <u>関係機関と連携した作成・活用・助言・指導</u> ができること	
		授業づくり等に関する <u>若手教員への助言</u> ができること	授業づくり等に関する <u>若手・中堅教員への助言・指導</u> ができること	

※ ライフステージにより内容が異なる箇所は「下線」としている(以下同じ。)

生徒指導力

生徒指導は、子供たち一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的な資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。子供たちが、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支えるため、生徒指導の充実を図ることが求められる。

- 学校や学級等の集団内での指導の中で、子供たちの人間性や社会性、生活習慣や規範意識を育むための適切な生活指導ができること。
- 子供たち同士又は子供たちと教職員との共感的な人間関係を構築するため、計画的で適切な学級等の経営と良好な学習環境の確立ができること。
- 授業による学習指導と併せて生徒指導的観点から指導・支援を行うため、子供たちが自己有用感や自己存在感を得られるよう教育課程を編成することの重要性を踏まえ、授業や学校行事を改善する視点を持つこと。
- いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢を常に持つとともに、学校全体での組織的対応と未然防止・早期発見・早期対応の視点を持つこと(教育データの分析・検討を含む。)
- いじめなどの問題行動や不登校の未然防止、子供たちの心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談の知識と技法やカウンセリングに関する基礎的な知識と技法を身に付けること。
- 組織的に生徒指導に取り組むため、教職員間や保護者、地域社会、関係機関との信頼関係の下、子供のアセスメントに基づき役割分担するなど、連携・協働することができること。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(生徒指導力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
生活習慣や規範意識を育むための適切な生活指導について理解していること	生活習慣や規範意識を育むための適切な生活指導ができること	生活習慣や規範意識を育むための組織的で適切な生活指導ができること	生活習慣や規範意識を育むための組織的で適切な生活指導ができること	生活習慣や規範意識を育むための組織的で適切な生活指導ができること
適切な学級等の経営について理解していること	適切な学級等の経営と良好な学習環境の確立ができること	適切な学級等の経営と全校的な視点から良好な学習環境の確立ができること	適切な学級等の経営と全校的・地域的な視点から良好な学習環境の確立ができること	適切な学級等の経営と全校的・地域的な視点から良好な学習環境の確立ができること
生徒指導的観点から授業や学校行事を改善することについて理解していること	生徒指導的観点から授業や学校行事を改善する視点を持つこと	生徒指導的観点から授業や学校行事を改善し、教育課程の編成への助言ができること	生徒指導的観点から授業や学校行事を改善し、教育課程の編成への助言・指導ができること	生徒指導的観点から授業や学校行事を改善し、教育課程の編成への助言・指導ができること
いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢と学校全体での組織的対応の視点を理解していること	いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢を常に持ち、学校全体での組織的対応の視点を持つこと	いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢を学校全体で常に共有し、組織的対応と体制整備を支援できること	いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢を学校全体で常に共有し、組織的対応と体制整備を主導できること	いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢を学校全体で常に共有し、組織的対応と体制整備を主導できること
いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの基礎的な知識・技法を身に付けていること	いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの基礎的な知識・技法を身に付けていること	いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法を身に付けているとともに、若手教員への助言ができること	いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法を身に付けているとともに、若手・中堅教員への助言・指導ができること	いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法を身に付けているとともに、若手・中堅教員への助言・指導ができること
教職員間・保護者や地域社会・関係機関との信頼関係の下で連携・協働することの重要性を理解していること	教職員間・保護者や地域社会・関係機関との信頼関係の下で連携・協働する視点を持つこと	教職員間・保護者や地域社会・関係機関との信頼関係の下で連携・協働を支援することができること	教職員間・保護者や地域社会・関係機関との信頼関係の下で連携・協働を主導することができること	教職員間・保護者や地域社会・関係機関との信頼関係の下で連携・協働を主導することができること

子供理解

学習指導や生徒指導は、その時々状況に応じた最良の指導を行う必要があるが、その基盤として、子供たちの学習面の習熟度や生活面に関する実態など担当する一人一人の教育的ニーズについて常に的確に把握し、理解することが求められる。

- 子供たちの心の変化や人間関係、集団への適応状況などを適切に把握するため、共感的コミュニケーションの力を備えているとともに、常に向上させるよう努める姿勢を有していること。
- 子供たちの心理を的確に把握して信頼関係を構築し、子供たちの状況を的確に理解するため、子供たちの成長の段階等に応じた心理に関する知識を有していること。
- ICTを活用するなど、客観的な手段・方法による理解に加えて、子供たちの立場や思考に寄り添った内面的な理解、子供たちが持つ個性に焦点を当てた独自性の理解、発達障害を含む障害等への理解、子供たちが置かれている家庭環境などを含め、子供たちを多面的・総合的に理解する視点を持つこと。
- 東日本大震災からの心の復興を目指す心の教育の意義・重要性を理解し、心のケアの充実のため、子供たちの心の変化や状況を中長期的に把握する視点を持つこと。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(子供理解)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
共感的コミュニケーションの力を備えているとともに、常に向上させるよう努める姿勢を有していること				
子供たちの成長の段階等に応じた心理に関する基礎的知識を有していること		子供たちの成長の段階等に応じた心理に関する <u>専門的知識</u> を有していること	子供たちの成長の段階等に応じた心理に関する <u>最新の専門的知識</u> を有していること	
発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解する視点を持つこと			発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解する視点を持ち、若手教員への <u>助言ができる</u> こと	発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解する視点を持ち、若手・中堅教員への <u>助言・指導</u> ができること
心のケアの充実のため、子供たちの心の変化や状況を中長期的に把握する視点を持つこと				

学校を支える力

学校の運営及び教育活動は、個々の活動の集積によって成り立ち得るものではなく、校長のリーダーシップの下、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、学校全体が一つのチームとして機能することで最大の効果を発揮するものである。教員は、この「チームとしての学校」の一員としての自己の役割を自覚し、その責任を果たしながら、学校を支えることが求められる。

- 学校の教育目標を共有し、他の教職員との有機的な連携の下、教育目標の実現に向けて学校づくりに積極的に参画し、担当する授業や校務分掌における自己の役割と責任を自覚すること。
- 学校を組織的に支えるため、管理職、主任、各校務分掌の担当など自らが学校運営上担うべき役割を適切かつ効率的に果たすこと(学校運営に必要な教育法規に関する基本的な知識・ICTの活用による効率的な校務処理等を含む。)
- 他の教職員とのコミュニケーションを保つとともに、協働できる協調性を持つこと。
- 学校の社会的役割を踏まえ、子供たちの教育への責任を共有する地域及び保護者や教職員以外の専門家及び関係機関と良好なコミュニケーションを保つとともに、信頼関係を構築し、必要な調整を行い、連携・協働した教育活動を実践すること。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(学校を支える力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
校務を適切かつ効率的に遂行するための手法(教育法規の知識・ICT活用等)を身に付けていること	担当する授業や校務分掌における自己の役割と責任を自覚すること 学校運営上自らが担うべき役割を適切かつ効率的に果たすことができること	学校運営上自らが担うべき役割をより広い視野から適切かつ効率的に果たすことができること	学校運営上自らが担うべき役割を全校的な視点から適切かつ効率的に果たすことができること	学校運営上自らが担うべき役割を全校的・地域的視点から適切かつ効率的に果たすことができること
他の教職員との協調の重要性を理解していること	他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つこと	他の教職員とのコミュニケーションに向けた協調性を持つこと	他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つとともに、若手教員の意見等の把握・調整ができること	他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つとともに、若手・中堅教員の意見等の把握・調整ができること
地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との信頼関係の重要性を理解していること	地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係を構築できること	地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係の下、必要な調整を行い、連携・協働した教育活動を実践できること	地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係の下、必要な調整を行い、連携・協働した教育活動を主導し、若手教員への助言ができること	地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係の下、必要な調整を行う効果的な連携・協働の在り方について若手・中堅教員への助言・指導ができること

【養護教諭】

保健管理力

養護教諭は、その専門性を活かし、保健管理、保健教育、健康相談・保健指導、保健室経営、保健組織活動を担うとされており、その中でも、保健管理はその筆頭に掲げられているものである。

保健管理には他の教職員と連携・役割分担して担うものも含まれているが、養護教諭は、その中心的役割を担うことが求められる。

- 保健管理等に関する専門的知識や技能を有するとともに、学問の発展や社会状況の変化に応じてその水準を不断に高めること。
- 学校保健安全法を踏まえ、健康診断や健康観察で得た保健情報から把握した健康課題の解決に向けて、他の教職員や校内外の連携体制を構築するなど組織的に取組を実践すること。
- 他の教職員、外部の関係機関と連携して健康診断や健康観察の結果を踏まえた疾病や感染症の管理・予防をすること。
- 危機管理の重要性を踏まえ、救急処置及び事故等の緊急時の対応が適切にできること。
- 他の教職員と連携した学校環境衛生基準に基づく適切な環境整備ができるとともに必要に応じた改善を行うこと。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(保健管理力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
学校保健安全法を理解し、健康診断や健康観察を通して子供の実態を把握する必要性を理解していること	学校保健安全法を踏まえ、健康診断や健康観察等で得た保健情報から健康課題を把握し、他の教職員と連携して課題解決に向けた取組を実践できること	学校保健安全法を踏まえ、健康診断や健康観察等で得た保健情報から把握した健康課題の解決に向けて、他の教職員や校内外の連携体制を構築するなど組織的に取組を実践できること	学校保健安全法を踏まえ、健康診断や健康観察等で得た保健情報から把握した健康課題の解決に向けて、計画的・組織的に取組を推進するとともに他の教職員への助言・指導ができること	学校保健安全法を踏まえ、健康診断や健康観察等で得た保健情報から把握した健康課題の解決に向けて、計画的・組織的に取組を推進するとともに、地域の養護教諭への助言・指導ができること
健康診断や健康観察の結果を踏まえた疾病や感染症の管理・予防を理解していること	他の教職員、外部の関係機関と連携し、健康診断や健康観察の結果を踏まえた疾病や感染症の管理・予防ができること	他の教職員、外部の関係機関と連携し、健康診断や健康観察の結果を踏まえた疾病や感染症の管理・予防とともに、他の教職員への助言ができること	他の教職員、外部の関係機関と連携し、健康診断や健康観察の結果を踏まえた疾病や感染症の管理・予防の中心を担うとともに、他の教職員、地域の養護教諭への助言・指導ができること	他の教職員、外部の関係機関と連携し、健康診断や健康観察の結果を踏まえた疾病や感染症の管理・予防の中心を担うとともに、他の教職員、地域の養護教諭への助言・指導ができること
危機管理の重要性を理解するとともに、救急処置及び事故等の緊急時の対応・体制について理解していること	救急処置及び事故等の緊急時の対応が適切にできること	救急処置及び事故等の緊急時に対応が適切にできるとともに、研修を企画・運営できること	救急処置及び事故等の緊急時に対応が適切にできるとともに、地域の緊急時の組織的体制の整備に参画し、研修を企画・運営できること	救急処置及び事故等の緊急時に対応が適切にできるとともに、地域の緊急時の組織的体制の整備に参画し、研修を企画・運営できること

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
学校環境衛生基準に基づく適切な環境整備について理解していること	学校環境衛生基準に基づく適切な環境整備や必要に応じた改善ができるとともに、他の教職員への助言ができること	他の教職員と連携した学校環境衛生基準に基づく適切な環境整備や必要に応じた改善ができるとともに、他の教職員への助言ができること	他の教職員、外部の関係機関と連携した学校環境衛生基準に基づく適切な環境の維持ができるとともに、他の教職員への助言・指導ができること	

保健教育力

養護教諭には、子供たちの健康課題の解決に向け、他の教職員等と連携し、有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することが求められる。

- 子供たちの実態から健康課題を把握し、学習指導要領や保健に関する専門性を活かして各教科等における指導計画の作成に参画するとともに、他の教職員と連携して実践すること

教職経験段階に応じて求められる資質能力(保健教育力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
学習指導要領や子供たちの実態を活かして、各教科等の指導における養護教諭の役割を理解していること	学習指導要領や子供たちの実態を活かして、各教科等における指導計画の作成に参画し、保健教育を実践できること	学習指導要領や子供たちの実態を活かし、保健に関する専門性を活かして、各教科等における指導計画の作成に参画するとともに、他の教職員と連携して保健教育を実践できること	学習指導要領や子供たちの実態を活かし、保健に関する高度な専門性を活かして、各教科等における指導計画の作成への参画や保健教育の実践を行うとともに、他の教職員への助言ができること	子供たちの実態から健康課題を把握し、学習指導要領や保健に関する最新の高度な専門性を活かして、各教科等における指導計画の作成への参画や保健教育の実践を行うとともに、他の教職員への助言・指導ができること

健康相談及び保健指導力

養護教諭は、子供たちの健康課題の解決に向け、学校保健活動の中心的な役割を担うことが求められる。

また、子供たちの健康課題の対応に際し、他の教職員や学校医等との校内における連携、医療関係者や福祉関係者など外部機関との連携など、養護教諭はコーディネーターとしての役割を担うことや積極的に ICT を活用することも求められる。

- 他の教職員や外部機関と連携して子供たちの心身等の健康課題を把握した上で、健康相談及び保健指導を実施し、校内体制の中心を担うこと
- 学校医等の校内の専門家や外部機関等と連携して、個に応じた心身等の健康課題に必要な支援計画の立案や改善を支援すること
- 健康相談に対応するため、他の教職員や学校医等の校内の専門家と外部機関等との連携・協働を支援すること

教職経験段階に応じて求められる資質能力(健康相談及び保健指導力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
心身等の健康課題に関する基本的な健康相談及び保健指導の方法・技術を理解していること	<u>日常的な関わりの中から子供たちの心身の健康課題を把握し、健康相談及び保健指導を実施できること</u>	<u>担任や生徒指導主事等と連携して子供たちの心身の健康課題を把握し、健康相談及び保健指導を実施できるとともに、校内体制を構築し、連携のコーディネートが担うことができること</u>	<u>担任や生徒指導主事等と連携を密にして子供たちの心身の健康課題を把握し、健康相談及び保健指導を実施できるとともに、校内体制を構築し、連携のコーディネートを担い、他の教職員への助言ができること</u>	<u>担任や生徒指導主事等と連携を密にして子供たちの心身の健康課題を把握し、健康相談及び保健指導を実施できるとともに、子供たちが学校内で相談できる校内体制を構築し、その中心を担い、他の教職員への助言ができること</u>
個に応じた心身等の健康課題に必要な支援計画を立案することの必要性を理解していること	<u>個に応じた心身等の健康課題に必要な支援計画の立案ができること</u>	<u>学校医等の校内の専門家や外部機関、保護者等と連携して、個に応じた心身等の健康課題に必要な支援計画の立案・改善を支援できること</u>	<u>学校医等の校内の専門家や外部機関、保護者等と連携して、個に応じた心身等の健康課題に必要な支援計画の立案・改善に助言・指導ができること</u>	
健康相談において、他の教職員や学校医等の校内の専門家と外部機関等との連携・協働の必要性を理解していること	<u>健康相談に対応するため、他の教職員や学校医等の校内の専門家と外部機関等との連携・協働ができること</u>	<u>健康相談に対応するため、他の教職員や学校医等の校内の専門家と外部機関等との連携・協働を支援できること</u>	<u>健康相談に対応するため、他の教職員や学校医等の校内の専門家と外部機関等との連携関係を構築し、支援できること</u>	

子供理解

養護教諭は、専門的観点から、心身の健康に問題を持つ子供たちに対して指導を行っており、健康面だけでなく生徒指導面でも大きな役割を担うことが求められる。

また、養護教諭は、他の教職員と教職員以外の専門家及び関係機関との連携を支援することが求められる。

- 教育相談やカウンセリングに関する専門的な知識と技法を身に付けるとともに、他の教職員とスクールカウンセラーなど教職員以外の校内の専門家及び関係機関との連携を構築すること。
- 子供たちの心の変化や人間関係、集団への適応状況などを適切に把握するため、共感的コミュニケーションの力を備えているとともに、常に向上させるよう努める姿勢を有していること
- 子供たちの心理を的確に理解して信頼関係を構築するため、子供たちの成長の段階等に応じた支援に関する専門的知識を有していること
- ICT を活用するなど、客観的な手段・方法による理解に加えて、子供たちの立場や思考に寄り添った内面的な理解、子供たちが持つ個性に焦点を当てた独自性の理解、発達障害を含む障害等への理解、子供たちが置かれている家庭環境などを含め、子供たちを多面的・総合的に理解する視点を持つこと。
- 東日本大震災からの心の復興を目指す心の教育の意義・重要性を理解し、心のケアの充実のため、子供たちの心の変化や状況を中長期的に把握する視点を持つこと

教職経験段階に応じて求められる資質能力(子供理解)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
教育相談やカウンセリングの専門的な知識・技法を理解していること	教育相談やカウンセリングの基本的な知識・技法を身に付け、実施できること	教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法を身に付け、他の教職員への支援ができるとともに、スクールカウンセラー等校内の専門家と他の教職員との連携関係を構築できること	教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法を身に付け、他の教職員への助言ができるとともに、スクールカウンセラー等校内の専門家と他の教職員、外部機関との連携関係を構築できること	教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法を身に付け、他の教職員、地域の養護教諭への助言・指導ができるとともに、スクールカウンセラー等校内の専門家と他の教職員、外部機関との連携関係を構築できること
共感的コミュニケーションの力を備えているとともに、常に向上させるよう努める姿勢を有していること				
子供たちの成長の段階等に応じた支援に関する専門的知識を有していること	子供たちの成長の段階等に応じた支援に関する専門的知識を有し支援できること	子供たちの成長の段階等に応じた支援に関する専門的知識を有し、他の教職員と連携して支援できること	子供たちの成長の段階等に応じた支援に関する専門的知識を有し、他の教職員への助言ができること	子供たちの成長の段階等に応じた支援に関する専門的知識を有し、学校・地域の実情を踏まえて他の教職員への助言・指導ができること
発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解する視点を持つこと	発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解できること	発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解し、他の教職員を支援できること	発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解し、他の教職員への助言ができること	発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解し、他の教職員への助言・指導ができること
心のケアの充実のため、子供たちの心の変化や状況の中長期的に把握する必要性があることについて理解していること	心のケアの充実のため、子供たちの心の変化や状況の中長期的に把握する視点を持つこと	心のケアの充実のため、子供たちの心の変化や状況の中長期的に把握できること	心のケアの充実のため、子供たちの心の変化や状況の中長期的に把握できるとともに、その視点を持つことの必要性を他の教職員へ助言できること	

学校を支える力

学校の運営及び教育活動は、個々の活動の集積によって成り立ち得るものではなく、校長のリーダーシップの下、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、学校全体が一つのチームとして機能することで最大の効果を発揮するものである。養護教諭は、この「チームとしての学校」の一員としての自己の役割を自覚し、その責任を果たしながら、学校を支えることが求められる。

- 学校の教育目標や保健目標を共有し、他の教職員との有機的な連携の下、教育目標等の実現に向けた学校づくりに積極的に参画し、子供たちの健康課題を踏まえた保健室経営を適切に実施すること
- 学校保健活動の中心的役割を担い、他の教職員や地域、関係機関と連携し、保健組織活動を推進すること(学校運営に必要な教育法規に関する基本的な知識・ICTの活用による効率的な校務処理等を含む)。
- 他の教職員とのコミュニケーションを保つとともに、協働できる協調性を持つこと。
- いじめなどの問題や不登校の未然防止・早期発見・早期対応の視点を持つとともに、学校全体での体制を構築し、組織的に対応できること。(客観的なデータの分析・検討を含む。)
- 学校の社会的役割を踏まえ、子供たちの教育への責任を共有する地域及び保護者や教職員以外の専門家及び関係機関と良好なコミュニケーションを保つとともに、信頼関係を構築し、連携・協働した教育活動を実践すること

教職経験段階に応じて求められる資質能力(学校を支える力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
保健組織活動の意義や目的、チーム学校としての連携・協働の方法を理解していること	保健組織活動を推進するために、組織の一員として他の教職員と積極的に関わり、養護教諭としての役割を果たすこと	保健組織活動を推進するため、保健計画を策定し、他の教職員への助言ができること	地域・関係機関と関係を深め、連携・協働して体制を構築し、保健組織活動を推進できること	保健組織活動の推進にあたり、地域・関係機関と連携した保健計画を策定し、他の教職員への助言ができるとともに、学校運営に積極的に参画できること
保健室経営の意義、計画の作成方法等を理解していること	学校教育目標等を踏まえて保健室経営計画を立案し、適切に実施するとともに、他の教職員との共有ができること	学校教育目標等の実現に向けて、子供たちの健康課題を踏まえ保健室経営計画を立案し、適切に実施できること	学校教育目標等の実現に向けて、地域・学校の実情や子供たちの健康課題を踏まえた保健室経営計画を立案し、適切に実施できるとともに、他の教職員との共有ができること	
他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つこと			他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つとともに、他の教職員の意見等の把握・調整ができること	他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つとともに、他の教職員、地域・関係機関の意見等の把握・調整ができること
いじめなどの問題や不登校を理解していること	日常的な関わりから、子供たちの変化に気づくとともに、いじめなどの問題や不登校を学校全体で共有し、組織的対応ができること	日常的な関わりや情報共有の中から子供たちの変化に気づき、いじめなどの問題や不登校を学校全体で共有するとともに、組織的対応と体制整備を支援できること		日常的な関わりや情報共有の中から子供たちの変化に気づき、いじめなどの問題や不登校を学校全体で共有し、組織的対応と体制整備を組織できるとともに、地域の養護教諭への助言・指導ができること

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
<p>地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係を構築する必要性を理解していること</p>	<p>地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との良好なコミュニケーションを保ち、<u>信頼関係の下、連携・協働した保健組織活動を実践できること</u></p>	<p>地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係の下、<u>連携・協働した保健組織活動を主導し、他の教職員への助言ができること</u></p>	<p>地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係の下、<u>連携・協働した保健組織活動を主導し、他の教職員、地域の養護教諭への助言・指導ができること</u></p>	

【栄養教諭】

授業力

学校における食に関する指導は、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、学校の教育活動全体を通じて行われるものである。

栄養教諭は、このような学校における食育推進の要として、高度専門職であることが求められる。

なお、オンラインを活用して食に関する指導を行うなど、積極的に ICT を活用することが求められる。

- 食に関する専門的知識や技能を有するとともに、学問の発展や社会状況の変化に応じてその水準を不断に高めること。
- 教科等の学習指導に食に関する指導を関連付け、各学習の関連を図りながら体系的、継続的に食育を推進すること。
- 給食の時間を活用して、計画的・継続的に食に関する指導をすること。
- 他の教員が実施する食に関する指導に対して助言ができること。
- 他の教職員と連携し、各教科を俯瞰した体系的な食に関する指導をすること。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(授業力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
食に関する指導の全体計画の作成について理解していること。	教科等の学習指導に食に関する指導を関連付け、体系的に食育を推進し、食育の授業改善に取り組むことができること	教科等の学習指導に食に関する指導を関連付け、体系的、継続的に食育を推進し、食育の授業改善に取り組むことができること		教科等の学習指導に食に関する指導を関連付け、体系的、継続的に食育を推進し、 <u>学級担任や教科担任等へ食に関する指導について啓発</u> できること
給食の時間に食に関する指導ができること	給食を活用し、 <u>計画的に食に関する指導</u> ができること	給食を活用し、 <u>計画的・継続的に食に関する指導</u> ができること	学校における課題を踏まえ、給食を活用し、 <u>計画的・継続的に食に関する指導</u> ができること	
他の教員が実施する給食の時間における食に関する指導について理解していること	他の教員が実施する食に関する指導の <u>支援・助言</u> ができること		他の教員が実施する食に関する指導の <u>助言、資料等の提供</u> ができること	他の教員が実施する食に関する指導の <u>助言・指導、資料等の提供</u> ができること
各教科等における食に関する指導方法等を身に付けていること	他の教員と連携して、積極的に各教科等における食に関する指導ができること	他の教員と連携して、積極的に、 <u>各教科を俯瞰した体系的な食に関する指導</u> ができること	他の教員と連携して、積極的に、各教科を俯瞰した体系的な食に関する指導ができるとともに、 <u>他の教員への助言</u> ができること	他の教員と連携して、積極的に、各教科を俯瞰した体系的な食に関する指導ができるとともに、 <u>他の教員への助言・指導</u> ができること

生徒指導力

生徒指導は、子供たち一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的な資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。子供たちが、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体定期的に成長や発達する課程を支えるため、生徒指導の充実を図ることが求められる。

さらに、栄養教諭は、食に関する健康課題のある子供に対して、その専門性を生かして対応することのほか、健康課題に関する情報をデータ化し、共有するなど ICT を活用することが求められる。

- 学校や学級等の集団内での指導の中で、子供たちの健やかな心身を育むための適切な栄養指導ができること。
- 食に関する健康課題を有する子供のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うため、他の教職員や保護者外部機関と連携できること。
- いじめなどの問題行動や不登校の未然防止、子供たちの心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談の知識と技法やカウンセリングに関する基礎的な知識と技法を身に付けること。
- 組織的に生徒指導に取り組むため、教職員間や保護者、地域社会、関係機関と連携・協働することができること。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(生徒指導力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
健やかな心身を育むための栄養指導の方法・技術を身に付けていること	健やかな心身を育むための栄養指導ができること	健やかな心身を育むための適切な栄養指導ができること	健やかな心身を育むための組織的に適切な栄養指導ができること	
食に関する健康課題のある子供への個別的な相談・指導の重要性を理解している。	食に関する健康課題のある子供への個別的な相談・指導ができること	他の教職員と連携した食に関する健康課題のある子供への個別的な相談・指導ができること	他の教職員、外部機関と連携した食に関する健康課題のある子供への個別的な相談・指導の中心を担うとともに、他の教職員、保護者への助言ができること	他の教職員、外部機関と連携した食に関する健康課題のある子供への個別的な相談・指導の中心を担うとともに、他の教職員、保護者への助言、管理職への支援ができること
いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの基礎的な知識・技法を身に付けていること			いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法を身に付けているとともに、他の教職員への助言ができること	
教職員間・保護者や地域社会・関係機関と連携・協働することの重要性を理解していること	教職員間・保護者や地域社会・関係機関と連携・協働すること	教職員間・保護者や地域社会・関係機関との連携・協働を支援できること	教職員間・保護者や地域社会・関係機関との連携・協働を主導できること	教職員間・保護者や地域社会・関係機関との連携・協働を主導できること

子供理解

学習指導や生徒指導は、その時々状況に応じた最良の指導を行う必要があるが、その基盤として、多様な子供たちの学習面の習熟度や生活面に関する実態など担当する一人一人の多様な教育的ニーズについて常に的確に把握、受容し、対応することが求められる。

- 子供たちの心の変化や人間関係、集団への適応状況などを適切に把握するため、共感的コミュニケーションの力を備えているとともに、常に向上させるよう努める姿勢を有していること。
- 子供たちの心理を的確に理解して信頼関係を構築するため、子供たちの成長の段階等に応じた心理に関する知識を有していること。
- ICTを活用するなど、客観的な手段・方法による理解に加えて、子供たちの立場や思考に寄り添った内面的な理解、発達障害を含む障害等への理解、子供たちが置かれている家庭環境などを含め、子供たちを多面的・総合的に理解する視点を持つこと。
- 東日本大震災からの心の復興を目指す心の教育の意義・重要性を理解し、心のケアの充実のため、子供たちの心の変化や状況の中長期的に把握する視点を持つこと。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(子供理解)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
共感的コミュニケーションの力を備えていること				
子供たちの成長の段階等に応じた心理に関する基礎的知識を有していること		子供たちの成長の段階等に応じた心理に関する <u>専門的知識</u> を有していること	子供たちの成長の段階等に応じた心理に関する <u>最新の専門的知識</u> を有していること	
発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解する視点を持つこと			発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解する視点を持ち、 <u>他の教職員への助言ができること</u>	発達障害を含む障害等への理解など、子供たちを多面的・総合的に理解する視点を持ち、 <u>他の教職員への助言・指導</u> ができること

学校を支える力

学校の運営及び教育活動は、個々の活動の集積によって成り立ち得るものではなく、校長のリーダーシップの下、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、学校全体が一つのチームとして機能することで最大の効果を発揮するものである。栄養教諭は、この「チームとしての学校」の一員としての自己の役割を自覚し、その責任を果たしながら、学校を支えることが求められる。

- 学校の教育目標を共有し、他の教職員との有機的な連携の下、教育目標の実現に向けて学校づくりに積極的に参画し、学校給食や校務分掌における自己の役割と責任を自覚すること。
- 学校・地域の実情を踏まえ、食に関する指導を見据えた、学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理ができること。
- 他の職員と連携した学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理ができること。
- 学校を組織的に支えるため、管理職、主任、各校務分掌の担当など自らが学校運営上担うべき役割を適切かつ効率的に果たすこと(学校運営に必要な教育法規に関する基本的な知識・ICTの活用による効率的な校務処理等を含む)。
- 他の教職員とのコミュニケーションを保つとともに、協働できる協調性を持つこと。
- 学校の社会的役割を踏まえ、子供たちの教育への責任を共有する地域及び保護者や教職員以外の専門家及び関係機関と良好なコミュニケーションを保つとともに、信頼関係を構築し、連携・協働した教育活動を実践すること。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(学校を支える力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
	学校給食や校務分掌における自己の役割と責任を自覚すること			
学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理について理解していること	学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理ができること	食に関する指導を見据えた、学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理ができること	学校の実情を踏まえ、食に関する指導を見据えた、学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理ができること	学校・地域の実情を踏まえ、食に関する指導を見据えた、学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理ができること
学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理について理解していること	学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理ができること	他の職員と連携した学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理ができること	他の職員と連携した学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理ができるとともに、他の教職員への助言ができること	他の職員と連携した学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理ができるとともに、他の教職員への助言・指導ができること
校務を適切かつ効率的に遂行するための手法(教育法規の知識・ICT活用等)を身に付けていること	学校運営上自らが担うべき役割を適切かつ効率的に果たすことができること	学校運営上自らが担うべき役割をより広い視野から適切かつ効率的に果たすことができること	学校運営上自らが担うべき役割を全校的視点から適切かつ効率的に果たすことができること	学校運営上自らが担うべき役割を全校的・地域的視点から適切かつ効率的に果たすことができること
他の教職員との協調の重要性を理解していること	他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つこと		他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つとともに、若手教職員の意見等の把握・調整ができること	他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つとともに、若手・中堅教職員の意見等の把握・調整ができること

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との信頼関係の重要性を理解していること	地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との <u>良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係を構築できる</u> こと	地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との <u>良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係の下、連携・協働した食に関する指導を</u> 実践できること	地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との <u>良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係の下、連携・協働した食に関する指導を</u> 主導し、他の教職員への助言ができること	地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との <u>良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係の下、連携・協働した食に関する指導を</u> 主導し、他の教職員への助言・指導ができること

教育への情熱

教員には、教育公務員としての自己の崇高な使命を深く自覚して、子供たちに対して深い愛情を持ち、成長の途上にある子供たちの可能性を信じ、その成長に喜びを感じられることが求められる。

- 子供たちに対する深い愛情と子供たちの成長を手助けする教員の仕事に高い使命感と情熱を持ち、惜しみなく子供たちを支援する積極性と粘り強さを備えていること。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、子供たちの命を守るという強い覚悟を持つこと。
- 子供の命を守るという観点から、災害安全だけではなく生活安全や交通安全も含め、学校を安全で安心な学びの場とする心構えを持つこと。
- 子供たちに対する体罰、ハラスメント行為や児童生徒性暴力行為等は絶対に許されないことを常に確認し、子供たちや地域及び保護者の信頼の基盤となる、教育者としての高い倫理観と責任感を持つこと。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(教育への情熱)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
子供たちに対する深い愛情を持つこと				
.....				
教員としての高い使命感と情熱を持つこと				
.....				
子供の命を守る強い覚悟を持つこと				
.....				
学校を安全で安心な学びの場とする心構えを持つこと				
.....				
教育者としての高い倫理観と責任感を持つこと				

たくましく豊かな人間性

教育は、子供たちと教員の全人格的触れ合いの中で行われるものであるため、教員は、子供たちを惹きつける魅力的な人物であることが求められる。

- 困難から目を背けず、子供たちのことを第一に考え、課題等の解決に向けて取り組むことができる精神的なたくましさを備えていること。
- 教員自身が幅広い視野を持ち、様々な経験を積むことにより、広く豊かな教養と常識を身に付けること。
- 他者の話に謙虚に耳を傾け、自らの考えや思いを他者と通わせることができるコミュニケーション力を備えていること。
- 他者を思いやる心を持ち、自らの心身の健康の保持に努め、適切に自己管理ができること。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(たくましく豊かな人間性)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
精神的なたくましさを備えていること				

広く豊かな教養と常識を身に付けていること				

コミュニケーション力を備えていること				

他者を思いやる心を持ち、心身の健康を保持し、適切に自己管理ができること				

自己研鑽力

教員は、自らが高度専門職としての教育公務員であるという自覚を持ち、教育基本法及び教育公務員特例法に定められているとおり、絶えず研究と修養に努め、より良い教育の実現を目指すことが求められる。

- 自らが高度専門職としての教育公務員であることを自覚し、教員として最も重要な基礎である「自ら学び続け、成長し続ける」意欲を持つこと。
- 子供たちの状況・教育的ニーズの変化、学術の進歩・社会情勢や社会の価値観等の変化による教育内容の変化、教育方法の進歩を踏まえ、現状維持や前例踏襲ではなく、常に課題意識を持って改善に努め、変革する挑戦心を持つこと。
- 自らの職責・経験・適性に応じて必要となる資質能力について、客観的な自己分析ができること。
- 教員としての目標・理想像を明確に持ち、他の教職員等からの指摘や意見に謙虚に耳を傾け、教員同士が同じ教育の専門家として、相互に支援し合いながら、共に学び高め合う意識を持つこと。

教職経験段階に応じて求められる資質能力(自己研鑽力)

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
高度専門職としての教育公務員であることを自覚すること				
自ら学び続け、成長し続ける意欲を持つこと				
課題意識を持って改善に努め、変革する挑戦心を持つこと				
客観的な自己分析ができること				
教員同士で共に学び合う意識を持つこと				
		同年代や後輩教員の学びを支援し、必要に応じて助言ができること	OJTを支援し、若手教員への助言ができること	OJTを支援し、若手・中堅教員への助言・指導ができること

3 管理職等の職能に応じて求められる資質能力

本県の目指すべき管理職・リーダーの人物像については、学校及び地域の実情等から多種多様であると考えられるが、おおむね次のとおりと捉えている。

- 県民が納得できる確固たる教育理念及び教育観が確立されているとともに、豊かな人間性を有し、学校経営者としての自覚の下、リーダーシップを持って子供たちにとってより良い学校となるよう積極的に取り組むことができること。
- 社会情勢の変化及び地域等の実情を踏まえて、先見的かつ大局的な展望を持ちながら学校の目指すべき方向性を明確に示し、保護者及び地域等の外部と連携しながら、適切な決断及び実践を行うことができること。
- 教職員一人一人の特性を踏まえて、能力を伸長させ、モチベーションを高めながら、学校の活性化を図ること。

これらの管理職・リーダーの人物像と7つの資質能力を踏まえ、本県の管理職に求められる資質能力については、「学校運営能力」として、次のとおり整理した。

【学校運営能力】

- 学校のリーダーとしての基本的な素養
- 学校経営能力
- 組織管理運営能力
- 外部連携能力
- 人材育成能力

管理職は7つの資質能力を十分に備えた上で、それに加えてこれら5つの資質能力が求められることとなる。

なお、これら5つの資質能力の一部については、管理職になる前の主幹教諭などの主任・ミドルリーダー層の教員が身に付けておくべき資質能力も含まれている。

特に、校長に求められる能力として、国指針では、「これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること(アセスメント) や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと(ファシリテーション) が求められる。」とされている。

さらに、校長は、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」に基づき、対話により、教員の資質能力の向上を図るための研修履歴等を活用して助言・指導

することが求められている。そのため、校長はもとより、校長になる前の副校長・教頭には、これらの能力を身につけることを求めることとする。

次に、この5つの資質能力の個別の具体的な内容について述べていく。

学校のリーダーとしての基本的な素養

学校のリーダーには、教育への理想と熱意を持ち、学校管理職としての使命感を備えた人物が求められる。

- 県民が納得できる確固たる教育への理想・教育観及び豊かな人間性・品格を有し、学校教育をより良くするため積極的に取り組むこと。
- 所属の教職員の模範となるとともに、学校管理職としての使命感を有し、最終的な責任を負う覚悟を持つこと。
- 学校に対する県民の期待と学校の果たすべき役割を理解し、その責任を果たすことができるよう、常に課題意識を持って学校改善に努める変革の意思を有し、それを実践すること。

職能に応じて求められる資質能力(学校のリーダーとしての基本的な素養)

主任・ミドルリーダー層	副校長・教頭	校長
確固たる教育への理想・教育観を持つこと		
豊かな人間性と品格を備えていること		
学校を支える職としての使命感を持つこと	教頭(副校長)としての使命感を持つとともにその責任を果たすこと	校長としての使命感を持つとともに最終的な責任を負う覚悟を持つこと
課題意識を持って学校改善に努める意思を有すること		

学校経営能力

校長のリーダーシップの下、「チームとしての学校」の実現に向けて、的確な情報収集に基づく学校ビジョンや経営計画を設定・具体化し、教職員の能力や適性に応じて、適切に組織化・運用することが求められる。

- 学校の実情や情報を収集・整理・分析し、その結果を踏まえた、適切な学校ビジョン及びそれを実現するための経営計画を策定するとともに、それらを教職員一人一人と共有し、リーダーシップを持って学校全体で教職員と共にその実現に向けて行動すること。
- 社会情勢の変化や地域及び保護者の意向を積極的に把握し、国や地方公共団体の教育政策の動向を踏まえ、学校でどのように実践するか考察し、行動すること。
- 風通しの良い職場環境づくりに努め、面談、人事評価及び授業参観等を通じて、所属する教職員の長所及び短所並びに業務を行う上での得手・不得手を的確に把握し、適切な助言や指導ができること。
- 教職員に適切な校務分掌を割り振るとともに、子供たちの実態等に即した指導組織及び教職員配置を柔軟に行い、教職員の役割及び相互の関係を明確にし、責任を果たすことのできる体制を整えること。

職能に応じて求められる資質能力(学校経営能力)

主任・ミドルリーダー層	副校長・教頭	校長
<p>学校ビジョンと経営計画の具現化に向けて教職員をリードすることができること</p>	<p>学校の現状や情報を収集整理し、校長へ意見、具申するなど、適切な学校ビジョンと経営計画の策定に積極的に関わり、教職員を活かした上で、保護者、地域と共有しながら運営する補佐ができること</p>	<p>学校の現状や情報を収集・整理・分析し、その結果を踏まえた適切な学校ビジョンと経営計画を策定し、教職員を活かした上で、保護者、地域と共有しながら運営することができること</p>
<p>社会情勢の変化や地域・保護者の意向等の情報を的確に把握できること</p>	<p>社会情勢の変化や地域・保護者の意向等の情報を的確に把握し、校長と共有するとともに、学校の教育実践に活かすための補佐ができること</p>	<p>社会情勢の変化や地域・保護者の意向等の情報を的確に把握・分析し、学校の教育実践に活かすことができること</p>
<p>風通しの良い職場環境づくりに向けて管理職を支えるほか、教職員の能力や適性を的確に把握し、適切な助言ができること</p>	<p>風通しの良い職場環境づくりとともに、教職員の能力や適性を的確に把握し、校務分掌や役割、相互の責任を果たすための適切な助言・指導ができること</p>	<p>風通しの良い職場環境づくりとともに、教職員の能力や適性を的確に把握し、適切な校務分掌を割り振り、役割や相互の責任を果たせる組織体制を築くことができること</p>
<p>教職員の能力や適性に応じて学校を適切に組織化し、運用する視点を持つこと</p>	<p>教職員の能力や適性に応じて学校を適切に組織化し、運用する補佐ができるとともに、効率的・効果的な学校経営の補佐ができること</p>	<p>教職員の能力や適性に応じて学校を適切に組織化し、運用できるとともに、効率的・効果的な学校経営ができること</p>

組織管理運営能力

学校組織を管理運営していく上で必要不可欠な教職員の指導監督や教育課程・学校事務の管理に加え、東日本大震災を経験した本県の重要課題である危機管理を適切に行うことが求められる。

- 学校と地域が連携しながら児童生徒等の命を確実に守るため、災害・事件・事故等の現状を正確に把握し、学校事故の未然防止、発生を想定した組織的な対応の準備、発生した際の適切な対応等の学校安全に的確に取り組むこと。
- 教職員が不祥事等の事故を起こさないよう服務規律の徹底を図るための指導監督を行うとともに、教職員一人一人の心身の健康の保持増進、悩みを抱える教職員に対するカウンセリング等の適切な対応を行うこと。
- 特色ある教育課程の編成やカリキュラム・マネジメントに関する指導、法規に基づく文書管理・予算管理・施設等管理等を適切に行うため、学習指導要領や教育法規に関する十分な知識を有していること。

職能に応じて求められる資質能力(組織管理運営能力)

主任・ミドルリーダー層	副校長・教頭	校長
学校事故の未然防止や組織的対応など適切な危機管理を補佐することができること	学校事故の未然防止や組織的対応など適切な危機管理を行うことができること	
サービス規律を遵守し、他の教職員の手本となることができること	<u>教職員へのサービス規律の徹底を図るための助言・指導を行うとともに、自ら率先して模範となる</u> ことができること	教職員へのサービス規律の徹底を図るための <u>指導監督</u> を行うとともに、 <u>自ら率先して模範</u> となることができること
教職員の心身の健康の保持増進に向けた、環境づくりに取り組むことができること	教職員の心身の健康の保持増進に関し、 <u>校長と情報を共有するとともに、組織的な対応</u> ができること	教職員の心身の健康の保持増進に関して、 <u>組織的な対応</u> ができること
学校の実情等に応じた教育課程の編成に主体的に参画するとともに、教育課程に応じた授業実践等への適切な助言ができること	学校の実情等に応じた教育課程の編成を補佐するとともに、教育課程に応じた授業実践等への適切な助言・指導ができること	学校の実情等に応じた教育課程の編成を行うとともに、教育課程に応じた授業実践等への適切な助言・指導ができること
文書や会計等の管理が適切に行えるよう、必要な助言ができること	<u>学校事務管理への適切な助言・指導</u> ができること	<u>適切な学校事務管理</u> を行うことができること
組織の管理運営に必要な学習指導要領や教育法規に関する十分な知識を有し、適切な助言ができること	組織の管理運営に必要な学習指導要領や教育法規に関する十分な知識を有し、所属の教職員への適切な助言・指導ができること	組織の管理運営に必要な学習指導要領や教育法規に関する十分な知識を有し、所属の教職員への <u>指導監督</u> ができること

外部連携能力

子供たちや地域及び保護者から信頼される学校づくりに向けて、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働していくため、関係者の理解の醸成を図ることが求められる。

- 学校運営への活用や必要となる連携のため、保護者や地域の意見及び要望を的確に捉えること。
- 学校及び子供たちの状況を踏まえ、学校をより活性化させるために、保護者や地域、多様な専門性を持つ人材、外部の関係機関等と必要な連携・協働ができること。
- 学校の取組に理解を得るため、学校のホームページ等を活用して地域等に積極的に発信すること。

職能に応じて求められる資質能力(外部連携能力)

主任・ミドルリーダー層	副校長・教頭	校長
学校運営や必要となる連携のため、保護者や地域の意見・要望を的確にとらえることができること		
保護者や地域、専門人材、外部の関係機関との連携・協働に主体的に取り組むことができること	保護者や地域、専門人材、外部の関係機関との連携・協働体制の構築を補佐ができること	学校ビジョンや経営計画を踏まえ、保護者や地域、専門人材、外部の関係機関との連携・協働体制を構築できること
ホームページ等の活用など学校の取組等を広報するための積極的な情報発信に主体的に取り組むことができること	ホームページ等の活用など学校の取組等を広報するための積極的な情報発信を補佐し、保護者や地域の理解・協力を得ることができること	ホームページ等の活用など学校の取組等を広報するための積極的に情報発信し、保護者や地域の理解・協力を得ることができること

人材育成能力

教職員の資質能力の向上のための適切な助言・指導等を行うほか、本県教員の年齢構成から、増加している若手教員や、若年化する主任・ミドルリーダー層の養成を着実に行うことが求められる。

- 教職員と円滑なコミュニケーションを図り、意思疎通と信頼関係を築きながら適切な指導や情報提供を行い、教職員一人一人に課題を与えて動機付けるとともに、課題を克服した教職員には適切な評価を行うこと。
- 学習指導要領を踏まえた学習指導、生徒指導、特別な支援を必要とする子供たちへの支援等について、教職員に助言・指導するために必要な専門的知識を有していること。
- 教職員の資質能力の向上を図るため、学校の現状を踏まえて組織的・効果的な校内研修を企画及び実施する(OJTの効果的な活用を含む。)とともに、研修受講等の助言・指導ができること。

職能に応じて求められる資質能力(人材育成能力)

主任・ミドルリーダー層	副校長・教頭	校長
教職員と円滑なコミュニケーションを行い、意思疎通と信頼関係の構築ができること		
管理職が教職員の評価を適正に行うために必要な補佐ができること	教職員の能力・適性等に応じた動機付けを行うことができるとともに、 <u>適正な評価を行うことができること</u>	
学習指導・生徒指導・特別支援教育等に関する助言を行うために必要な高度な専門的知識と技能を有していること	学習指導・生徒指導・特別支援教育等に関する助言・指導を行うために必要な高度な専門的知識と技能を有していること	
学校の現状を踏まえた校内研修の企画及び実施に主体的に参画し、組織的に教職員の資質能力の向上に取り組むことができること	学校の現状を踏まえ、 <u>組織的・効果的な校内研修の企画及び実施を補佐するとともに、教職員の資質能力を高める研修受講等の助言</u> ができること	学校の現状を踏まえ、 <u>組織的・効果的な校内研修の企画及び運営ができること</u> とともに、 <u>教職員の資質能力を高める研修受講等の助言・指導</u> ができること

4 教員のライフステージとみやぎの教員に求められる資質能力

ここまで「みやぎの教員に求められる資質能力」として示してきた「教職経験段階に応じて求められる7つの資質能力」と「管理職等の職能に応じて求められる5つの資質能力」の具体的な内容は、本県の全ての教員に共通して求められる基礎的・基本的なものであるが、資質能力の性質によってはライフステージに応じて求められる水準や時期が異なっているものもある。

「IV ライフステージに応じた資質能力の向上」の項で設定した教員のライフステージと本項で示した「みやぎの教員に求められる資質能力」との関係を一覧として整理したものが次頁の表である。

なお、前述のとおり、これらの資質能力は、基礎的・基本的なものであることから、それぞれの教員が勤務する学校種又は自らの職の特性等に応じた資質能力が求められる場合は、自ら自発的かつ積極的に学び、必要な資質能力を身に付けて成長していくことが求められる。こうした教員の在り方こそが、本県の教員に求められる「子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続ける姿勢を持つ」という資質につながるものである。

※ 講師に求められる資質能力

講師は、本指標の教職経験段階の区分を適用することが困難であるほか、学校教育法施行規則等の規定により主任に充てることができないなど、校務運営面において教諭とは担当できる業務内容や責任の範囲が異なるため、本指標の対象とはしていない。

しかしながら、講師も教壇に立つ以上、子供や保護者との関係においては教諭と同じであり、子供たちに最適の学びを提供するという重要な役割を担い、本県の教育を共に支えることが期待される人材であるため、当然に一定の水準の資質能力が求められる。

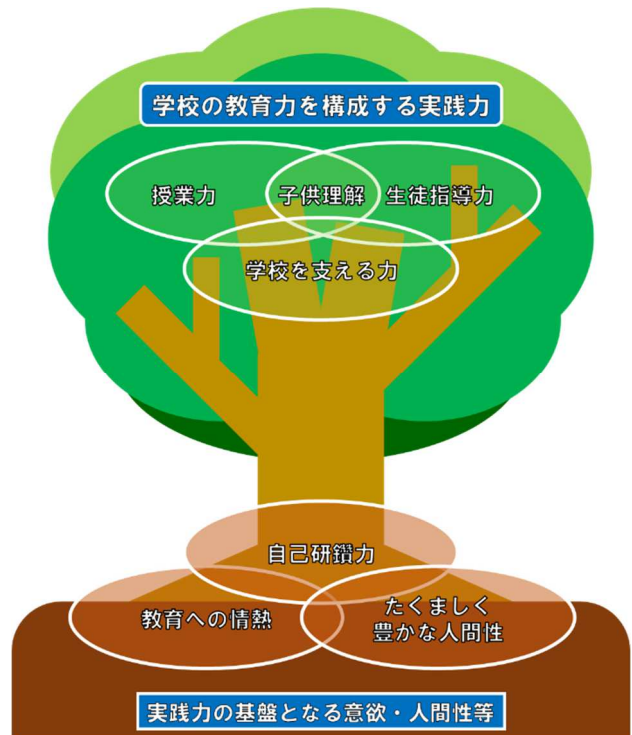
講師は、学校教育法上「教諭に準ずる職務に従事する」とされていることから、求められる資質能力も教諭に準ずるものとし、教職経験段階の区分の適用が困難であることと併せて、講師には本指標における教員のライフステージの「第Ⅰ期(基礎形成期)」に示す資質能力は備えるよう努めることが期待される。

教員のライフステージとみやぎの教員に求められる資質能力【教諭】

経 験 段 階	第0期 【新規採用時】 0年	第1期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第2期 【資質成長期】 6年目～10年目	第3期 【資質充実期】 11年目～20年目	第4期 【深化発展期】 21年目以上
みやぎの 教員に 求められる 資質能力	子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続ける姿勢を持ち続ける。 東日本大震災の経験を踏まえ、宮城の創造的復興を実現し、持続可能な地域社会をつくるため、未来を担う人材を育成する志を持ち続ける。				
み や ぎ の 教 員 に 求 め ら れ る 資 質 能 力	学習指導・生徒指導に関する基礎的な知識と技能を備え、教諭としての基本的な力量を身に付ける。	学習指導・生徒指導、学級経営、各校務分掌の業務についての一定の職務遂行能力を身に付けるとともに、学級担任としての力量を向上させる。	学級担任、教科主任としての経験をもとに、学習指導、学級経営・学年経営、生徒指導等の在り方に関して広い視野に立った力量を向上させる。	教諭として求められる多様な経験を十分に積み、校内における中核的な役割を果たす教諭として全校的視野に立った指導力を充実させる。	教諭としての高い専門性を発揮するとともに、学校運営上重要な役割を担い、他の職員への助言・援助など指導的役割や、学校や地域全体の教育力向上に貢献できる力量を向上させる。
	教員としての使命感、教育的愛情を深め、広く豊かな教養や人間性を磨く。				

学校の教育力を構成する実践力	授 業 力		ICTや情報・教育データの活用		生徒指導力		子供理解		学 校 を 支 える 力		
	授 業 力	教科等に関する専門的知識・技能 学習指導要領の目標・内容を達成するための教育の方法・技術 子供の学びを引き出す授業づくりの視点 社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材化の必要性の理解 カリキュラム・マネジメントの意義や重要性の理解 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の意義と方法の理解	教科等に関し、研修を重ね、最新の高度な専門的知識・技能 研修を重ね、学習指導要領の目標・内容を達成するための最新の高度な教育の方法・技術 社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材化 カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善の実践 関係機関と連携した個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用	ICTや情報・教育データの活用	適切な生活指導の理解 適切な学級等経営の理解 生徒指導的観点からの授業や学校行事の改善の理解 いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢と組織的対応の視点の理解 いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの基礎的な知識・技法 教職員間・保護者・地域社会・関係機関との信頼関係下での連携・協働の重要性の理解	組織的で適切な生活指導 適切な学級等経営と全校的視点での良好な学習環境の確立 生徒指導的観点からの授業や学校行事の改善の実践と教育課程編成への助言 いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢の学校全体での共有と組織的対応の体制整備の支援 いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法と若手教員への助言 教職員間・保護者・地域社会・関係機関との信頼関係の下での連携・協働の支援	生徒指導力	共感的コミュニケーション力と向上させる姿勢 子供の心理に関する基礎的知識 発達障害を含む障害等への理解など子供を多面的・総合的に理解する視点 子供の心の変化や状況を中長期的に把握する視点	子供の心理に関する専門的知識 子供の心理に関する最新の専門的知識 発達障害を含む障害等への理解など子供を多面的・総合的に理解する視点と若手教員への助言 発達障害を含む障害等への理解など子供を多面的・総合的に理解する視点と若手・中堅教員への助言・指導	学 校 を 支 える 力	自己の役割と責任の自覚 適切・効率的な校務遂行のための手法（教育法規・ICT活用等） 他教職員との協働の重要性の理解 地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の重要性の理解
実践力の基盤となる意欲・人間性等	子供たちに対する深い愛情 教員としての高い使命感・情熱 子供の命を守る強い覚悟 学校を安全で安心な学びの場とする心構え 教育者としての高い倫理観・責任感		精神的なたくましさ 広く豊かな教養・常識 コミュニケーション力 他者を思いやる心 心身の健康・適切な自己管理		高度専門職としての教育公務員であることの自覚 自ら学び続け、成長し続ける意欲 課題意識と改善努力・変革する挑戦心 客観的な自己分析 教員同士で共に学び合う意識		同年代・後輩教員の学びの支援・助言	OJTの支援と若手教員への助言	OJTの支援と若手・中堅教員への助言・指導		

※「ICTや情報・教育データの活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け



学校のリーダーとしての基本的な素養	主任・ミドルリーダー層		
	副校長・教頭	校長	校長
確固たる教育への理想・教育観 豊かな人間性・品格 学校を支える職としての使命感	活力ある学校運営に参画するための企画調整力と実践力を養う。	学校経営・運営の補佐及び助言者としての力量を向上させる。	学校経営・運営の責任者としてのリーダーシップを発揮すべく、指導者及び校長としての力量を向上させる。
課題意識と学校改善の意思	学校ビジョン・経営計画の具現化に向けた教職員のリーダー的確な情報把握	学校ビジョン・経営計画策定への積極的な関与と地域等との共有・運営の補佐的確な情報把握と教育実践への活用への補佐	学校ビジョン・経営計画の策定と地域等との共有・運営的確な情報把握・分析と教育実践への活用
風通しの良い職場環境づくりの支援と教職員の能力・適性把握・適切な助言 学校の適切な組織化・運用の視点	風通しの良い職場環境づくりと教職員の能力・適性把握・適切な助言・指導 学校の適切な組織化・運用と効率的・効果的な学校経営の補佐	風通しの良い職場環境づくりと教職員の能力・適性を把握した組織体制の構築 学校の適切な組織化・運用と効率的な学校経営	風通しの良い職場環境づくりと教職員の能力・適性を把握した組織体制の構築 学校の適切な組織化・運用と効率的な学校経営
適切な危機管理の補佐 服務規律の遵守と教職員の手本 心身の健康の保持増進に向けた環境づくり	適切な危機管理 服務規律徹底のための助言・指導と率先した模範 心身の健康の保持増進に関する情報の共有と組織的対応	適切な危機管理 服務規律徹底のための指導監督と率先した模範 心身の健康の保持増進に関する組織的対応	適切な危機管理 服務規律徹底のための指導監督と率先した模範 心身の健康の保持増進に関する組織的対応
教育課程編成への主体的な参画と授業実践等への適切な助言 文書・会計管理の適切な実施への助言 学習指導要領・教育法規等の知識と適切な助言	実情に応じた教育課程編成の補佐と授業実践等への適切な助言・指導 学校事務管理への適切な助言・指導 学習指導要領・教育法規等の知識と適切な助言・指導	実情に応じた教育課程編成と授業実践等への適切な助言・指導 適切な学校事務管理 学習指導要領・教育法規等の知識と指導監督	実情に応じた教育課程編成と授業実践等への適切な助言・指導 適切な学校事務管理 学習指導要領・教育法規等の知識と指導監督
保護者・地域の意見・要望の的確な把握 外部機関等との連携・協働への主体的な取組 情報発信への主体的な取組	外部機関等との連携・協働体制構築の補佐 積極的な情報発信の補佐と保護者・地域の理解・協力	外部機関等との連携・協働体制構築の補佐 積極的な情報発信と保護者・地域の理解協力	外部機関等との連携・協働体制構築の補佐 積極的な情報発信と保護者・地域の理解協力
教職員との円滑なコミュニケーション・意思疎通・信頼関係の構築 教職員の適正な評価のために必要な補佐 学習指導・生徒指導・特別支援教育等に関する助言に必要な高度な専門的知識・技能 校内研修の企画・実施への主体的な参画と資質能力向上に向けた取組	教職員の能力・適性等に応じた動機付けと適正な評価 学習指導・生徒指導・特別支援教育等に関する助言・指導に必要な高度な専門的知識・技能 組織的・効果的な校内研修の企画・実施の補佐と資質能力向上への助言	教職員の能力・適性等に応じた動機付けと適正な評価 学習指導・生徒指導・特別支援教育等に関する助言・指導に必要な高度な専門的知識・技能 組織的・効果的な校内研修の企画・実施と資質能力向上への助言・指導	教職員の能力・適性等に応じた動機付けと適正な評価 学習指導・生徒指導・特別支援教育等に関する助言・指導に必要な高度な専門的知識・技能 組織的・効果的な校内研修の企画・実施と資質能力向上への助言・指導

教員のライフステージとみやぎの教員に求められる資質能力【養護教諭】

経 験 段 階	第0期 【新規採用時】 0年	第1期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第2期 【資質成長期】 6年目～10年目	第3期 【資質充実期】 11年目～20年目	第4期 【深化発展期】 21年目以上
みやぎの 教員に 求められる 資質能力	子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続ける姿勢を持ち続ける。 東日本大震災の経験を踏まえ、宮城の創造的復興を実現し、持続可能な地域社会をつくるため、未来を担う人材を育成する志を持ち続ける。				
み 教 求 資	保健管理・保健教育に関する基礎的な知識と技能を備え、養護教諭としての基本的な力量を身に付ける。	保健管理・保健教育、校務分掌についての一定の職務遂行能力を身に付けるとともに、養護教諭としての力量を向上させる。	養護教諭としての知識や経験をもとに、保健管理・保健教育の視点から、学校の管理運営等を見る力量を向上させる。	養護教諭として求められる多様な経験を十分に積み、校内における中核的な役割を果たす養護教諭として全校的視野に立った指導力を充実させる。	養護教諭としての高い専門性を発揮するとともに、学校運営上重要な役割を担い、他の職員への助言・援助など指導的役割や、学校や地域全体の教育力向上に貢献できる力量を向上させる。
	教員としての使命感、教育的愛情を深め、広く豊かな教養や人間性を磨く。				

学校の教育力を構成する実践力	保健管理力	ICTや情報・教育データの活用※			
		保健教育力	健康相談力 保健指導力	子供理解	学校を支える力
	学校保健安全法等に関する理解 疾病等の管理・予防の理解 危機管理や緊急時の対応・体制への理解 学校環境衛生基準に基づく適切な環境整備の理解	健康課題の把握・教職員と連携した課題解決の実践 教職員・外部機関と連携した疾病等の管理・予防	健康課題の解決に向けた教職員・関係機関と連携した組織的取組の実践	健康課題の解決に向けた組織的取組の推進と教職員への助言・指導 教職員・外部機関と連携した疾病等の管理・予防と教職員への助言 緊急時の適切な対応と研修の企画・運営	健康課題の解決に向けた組織的取組の推進と地域の養護教諭への助言・指導 疾病等の管理・予防の中心と地域の養護教諭への助言・指導 緊急時の適切な対応と地域の組織的体制整備への参画・研修の企画・運営
	教科等の指導における養護教諭の役割の理解 健康相談・保健指導の方法・技術の理解 健康課題に必要な支援計画の理解 教職員・外部機関等との連携の理解	指導計画作成への参画・保健教育の実践 健康課題の把握と健康相談・保健指導の実施 健康課題に必要な支援計画の立案 教職員・外部機関等との連携	指導計画作成への参画・教職員と連携した保健教育の実践 教職員と連携した健康相談・保健指導の実施と校内体制構築・連携調整 保護者等と連携した健康課題に必要な支援計画の立案・改善支援 教職員・外部機関等との連携支援	指導計画作成への参画・保健教育の実践・教職員への助言 教職員と連携を密にした健康相談・保健指導の実施と校内体制構築・連携調整・教職員への助言 保護者等と連携した健康課題に必要な支援計画の立案・改善の助言・指導 教職員・外部機関等との連携構築・支援	指導計画作成への参画・保健教育の実践・教職員への助言・指導 教職員と連携を密にした健康相談・保健指導の実施と相談できる校内体制の構築・教職員への助言 保護者等と連携した健康課題に必要な支援計画の立案・改善の助言・指導 教職員・外部機関等との連携関係の構築
	教育相談・カウンセリングの専門的な知識・技法の理解 共感的コミュニケーション力 子供の支援に関する専門的知識 発達障害を含む障害等への理解など子供を多面的・総合的に理解する視点 子供の心の変化や状況を中長期的に把握する必要性の理解 保健組織活動の意義・目的やチーム学校としての連携・協働の方法の理解 保健室経営の意義・計画の作成方法等の理解 教職員とのコミュニケーション・協調性	教育相談・カウンセリングの知識・技法と実施 教育相談・カウンセリングの知識・技法と実施 子供の支援に関する専門的知識と支援 発達障害を含む障害等への理解など子供への多面的・総合的理解 子供の心の変化や状況を中長期的に把握する視点 保健組織活動を推進するための教職員との関わりと養護教諭としての遂行	教育相談・カウンセリングの知識・技法と実施・教職員への支援・校内専門家と教職員の連携関係の構築 子供の支援に関する専門的知識と教職員と連携した支援 発達障害を含む障害等への理解など子供への多面的・総合的理解と教職員への支援 子供の心の変化や状況を中長期的に把握 保健組織活動を推進するための保健計画の策定・教職員への助言	教育相談・カウンセリングの知識・技法の実施・教職員への助言・校内専門家と教職員・外部機関の連携関係の構築 子供の支援に関する専門的知識と教職員への助言 発達障害を含む障害等への理解など子供への多面的・総合的理解と教職員への助言・指導 子供の心の変化や状況を中長期的に把握と視点を持つ必要性の教職員への助言 地域・関係機関との連携・協働体制の構築と保健組織活動の推進	教育相談・カウンセリングの知識・技法の実施・教職員・地域の養護教諭への助言・指導や校内専門家と教職員・外部機関の連携関係の構築 子供の支援に関する専門的知識と実情を踏まえた教職員への助言・指導 発達障害を含む障害等への理解など子供への多面的・総合的理解と教職員への助言・指導 子供の心の変化や状況を中長期的に把握と視点を持つ必要性の教職員への助言 地域・関係機関と連携した保健計画の策定や教職員への助言、学校運営への参画
	いじめなどの問題や不登校への理解 地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係構築の必要性の理解	いじめなどの問題や不登校の共有と組織的対応 地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した保健組織活動の実践	いじめなどの問題や不登校の共有と組織的対応・体制整備の支援 地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した保健組織活動の主導と教職員への助言	いじめなどの問題や不登校の共有と組織的対応・体制整備の組織と地域の養護教諭への助言・指導 地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した保健組織活動の主導と教職員・地域の養護教諭への助言・指導	
実践力の基盤となる意欲・人間性等	子供たちに対する深い愛情 教員としての高い使命感・情熱 子供の命を守る強い覚悟 学校を安全で安心な学びの場とする心構え 教育者としての高い倫理観・責任感 精神的なたくましさ 広く豊かな教養・常識 コミュニケーション力 他者を思いやる心 心身の健康・適切な自己管理 高度専門職としての教育公務員であることの自覚 自ら学び続け、成長し続ける意欲 課題意識と改善努力・変革する挑戦心 客観的な自己分析 教員同士で共に学び合う意識	同年代・後輩教員の学びの支援・助言	OJTの支援と若手教員への助言	OJTの支援と若手・中堅教員への助言・指導	

※「ICTや情報・教育データの活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け



VI 教員免許

1 教員免許の意義

教員の免許とは、教員となる資格のあることを公証するものである。すなわち、教員として必要な知識及び技能を身に付けていることの証であり、「新規に採用する教員に任命権者が求める資質」と密接に関連するとともに、「みやぎの教員に求められる資質能力」の基盤となるものでもある。

教育職員免許法(以下「免許法」という。)は、教員の資質の保持と向上を図ることを目的としているため、大学の教職課程において、教員となるために必要とされる専門的知識及び技能を着実に身に付ける必要があるとともに、教職経験年数の経過とともに変化する社会情勢や教科等に関する知識及び技能について、常に学び続け、教員免許が保証する質の維持向上に努めなければならない。

また、教員は、全て免許法により授与する各相当の免許状を有する者でなければならないとして、相当免許主義が徹底されていることから、例えば、有する学校種の他教科の教員の免許や特別支援学校の教員の免許などキャリアに応じて教員免許を新たに取得することにより、自らの資質能力の幅を広げることも推奨される。

特に、令和4年答申において「教科指導の専門性を有する教師による多様な教材を活用したより熟練した指導や、児童生徒の発達段階を理解した小学校から中学校への円滑な接続等の観点からは、小学校と中学校の両方の免許状を有する教師を増やしていくことが望ましい。」とされていることから、すでに小学校や中学校の免許状を有する者の免許法認定講習等を活用した複数校種の免許状取得が望まれる。

2 特別支援学校の教員の免許状の取得推進

特別支援教育の充実に向けて教諭等の専門性の向上が重要とされているが、免許法の規定により、特別支援学校の教諭等については、原則として、特別支援学校の教諭の免許状に加えて、それぞれの学校の各部に相当する学校の教諭の免許状を有する者でなければならないと規定されているところ、免許法の経過措置により、特別支援学校の教諭の免許状を有しない者が現に特別支援学校の教諭等として勤務している実態がある。しかし、令和4年3月に出された「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」において、「特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状の保有率100%を目指して引き続き取組を進める」とされていることから、このような状態は早期に解消していかなければならない。さらに、全ての学校で特別支援教育を充実させていく観点から、特別支援学校以外の教諭等も

特別支援学校の教諭の免許状取得に努めるなど、専門性の向上を図ることが望ましい。

このための方策のひとつとして、本県では、特別支援学校の教諭等の免許状取得を目的とした免許法認定講習を集中的に開設したほか、令和3年度からは単年度で免許状を取得できるよう科目及び開設期間を増大させるとともに、他県が開設する免許法認定講習等の情報について周知を図るなど、教諭等の免許状取得を支援している。

また、本県では、現職教員の免許状取得を促進するだけでなく、新規に採用する教諭についても、平成30年度の教員採用選考から小学校出願者に対して「特別支援学校枠」を設け、平成31年度の教員採用選考からは特別支援学校枠を全校種に広げるなど、特別支援教育に関する専門性を有する人材の積極的な確保に力を注いでいる。

VII おわりに

本指標の中でも触れているように、教員は、教育基本法及び教育公務員特例法により「絶えず研究と修養に努めること」が義務付けられている。したがって、本指標を資質能力向上のひとつの手掛かりとして、子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続ける姿勢を持つことが求められる。

本指標は、本県の教員に共通して求められる基礎的・基本的な資質能力を示した。本指標に示していない「各教員が長所や個性等に応じて目指す教員像に向けてそれぞれ必要となる資質能力」は、教員が自ら自発的かつ積極的に学び、身に付けていかなければならない。

また、教員は、大学における養成等により必要な専門的知識や技能等を学び、その資質能力を教員免許という形で保証され、子供たちに教育を行うことを特に許可された者であることを強く自覚しなければならない。そして、みやぎの教員が、単に教員免許を有しているだけの者と大きく違うのは、教員として採用された後においても、教育公務員として自己の崇高な使命を深く自覚し、教育現場の実態等を踏まえ、研修等により絶えず自らの資質能力を向上させなければならないところにある。これこそが、教員の高度専門職としての社会的な認知と、子供たちや保護者・地域からの高い信頼の拠って立つところとなっているのである。

本指標は、今後、本県教育の状況や課題の変化等に応じて不断の見直しを行っていくものである。一方、それぞれの教員自身も、子供たちのことを第一に考え、社会状況等の変化を的確に捉え、常により良い教育実践や教育環境整備のために前進する姿勢を持ち、教員として生涯学び続け、不断に資質能力の向上に努めることが求められる。